

福島県循環器疾患発症登録事業について

1 事業目的

本県は平成 27 年の急性心筋梗塞の年齢調整死亡率が男女共に全国ワースト 1 位、脳梗塞の年齢調整死亡率が男性は全国ワースト 7 位、女性はワースト 5 位と高い状態にあることから、全県における急性心筋梗塞及び脳卒中の発症の実態を登録・分析し、当該疾患の効果的な予防対策を検討・実施することにより、県民の健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は福島県で、公立大学法人福島県立医科大学健康増進センターに業務を委託する。

なお、事業実施に当たっては、福島県医師会及び県内各市町村等と連携するとともに、県内医療機関の協力を得て実施する。

3 登録事業の対象者

平成 31 年 1 月 1 日以降に福島県内市町村に住民登録がなされている者のうち、平成 31 年 1 月 1 日以降に急性心筋梗塞又は脳卒中を発症した者。

なお、福島県外の医療機関を受診した者は除く。

4 登録事業の対象疾患

(1) 急性心筋梗塞発症登録

急性心筋梗塞

(2) 脳卒中発症登録

脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血、その他の非外傷性頭蓋内出血

(3) 急性死登録

罹病期間 24 時間以内（約 1 日は採用）である内因性死亡（主に急性心臓死、急性心停止、急性心筋梗塞、心不全、VT（心室頻拍）、VF（心室細動）等が疑われる場合）

5 事業内容

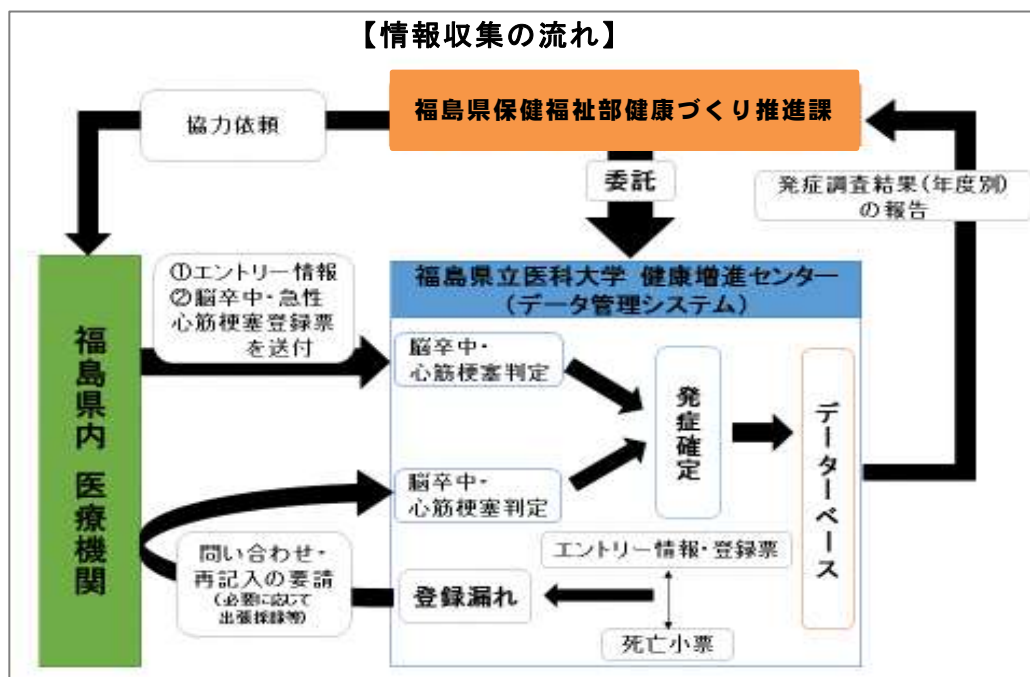
(1) 対象疾患発症者の発症状況を登録する。

(2) 登録情報と健診、医療、介護情報を関連づけ健康な状態から対象疾患を発症するまで及び発症後の経過等を調査・分析する。

(3) (2) の分析結果を基に、効果的な予防対策を検討・実施する。

6 情報の収集

個人情報保護法第20条第2項第3号の規定に基づき、急性心筋梗塞発症情報及び脳卒中発症情報を医療機関から収集する。



7 事業評価

事業に関する評価及び事業実施に関する基本的事項の検討は、福島県立医科大学健康増進センター事業推進会議において実施する。

8 個人情報保護

本事業の対象者の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき保護する。

9 その他

医療機関における個人情報の提供は、個人情報の保護に関する法律第27条第1項第3号（公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき）を根拠とし、厚生労働省「医療・介護・関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」により、情報の提供先を明確にするとともに、患者等から問い合わせがあった場合に回答できる体制を確保する必要があることから、各医療機関へ本事業に関するポスターの掲示を依頼する。